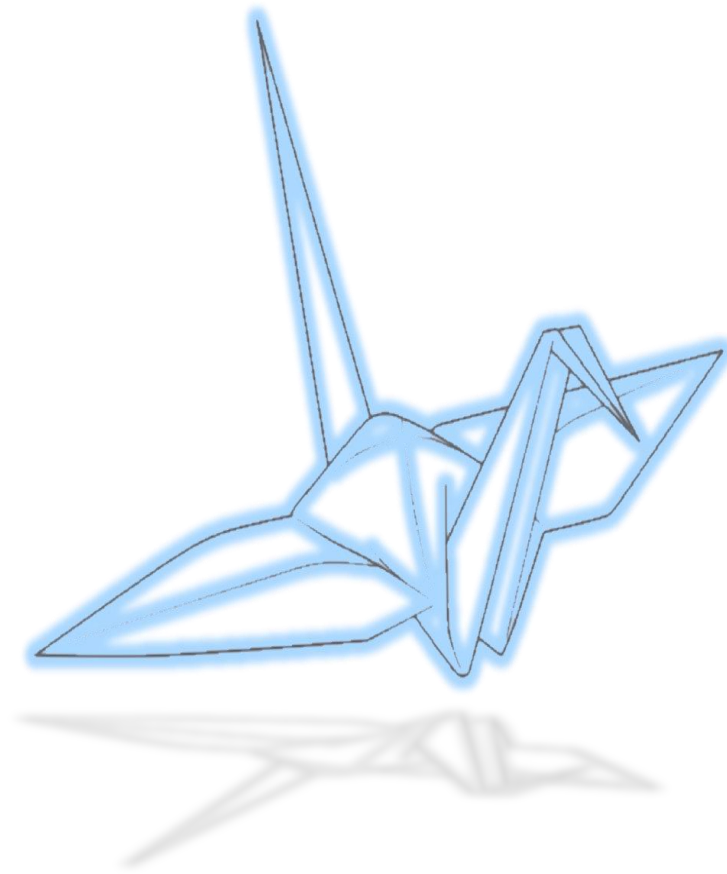


障害福祉のしおり

障害のある方の自立と社会参加を支援するために



鶴岡市

給付や減免の申請は事前申請が原則です。

サービスの利用にあたっては、必ず事前にご相談くださるようお願いします。

<申請・相談に関する窓口>

名称	住所	電話	FAX
鶴岡市役所 福祉課障害福祉係	馬場町9-25	35-1273	25-9500
藤島庁舎 市民福祉課	藤島字笹花25	64-5806	64-5940
羽黒庁舎 市民福祉課	羽黒町荒川字前田元89	26-8774	26-9109
櫛引庁舎 市民福祉課	上山添字文栄100	57-2116	57-2119
朝日庁舎 市民福祉課	下名川字落合1	53-2115	53-2119
温海庁舎 市民福祉課	温海戊577-1	43-4613	43-4631
鶴岡市障害者相談支援センター (にこころ)	泉町5番30号 鶴岡市総合保健福祉センター 「にこ・ふる」2階 Mail:shogai-c@shk01.jp	25-2794	25-2476

相談機関・関係機関等一覧

名称	住所	電話	FAX
総合相談室	鶴岡市馬場町9-25	0120-866-294 25-2165	25-2989
子育て推進課	鶴岡市泉町5番30号 鶴岡市総合保健福祉センター 「にこふる」2階	21-0176 内150	25-2167
鶴岡市地域生活自立支援センター くらしステーション(くらしス)	鶴岡市馬場町9-25	25-2111 内270・271 直通29-1729	25-9500
鶴岡市社会福祉協議会 鶴岡市ボランティアセンター	鶴岡市西新斎町14-26 鶴岡ふれあいプラザかたりあい	26-9222 23-2970	26-9128
庄内児童相談所	鶴岡市道形町49-6	22-0790	22-2534
県知的障がい者更生相談所 庄内支所	鶴岡市道形町49-6	22-0790	22-2534
庄内保健所	三川町大字横山字袖東19-1	66-4724	66-4750
鶴岡年金事務所	鶴岡市錦町21-12	23-5040	24-1029
ハローワーク鶴岡	鶴岡市馬場町2-12	25-2501	25-2504
庄内障害者就業・生活支援センター (サポートセンターかでの)	酒田市北新橋一丁目1-18	0234-24-1236	0234-43-0511
庄内総合支庁地域保健福祉課	三川町大字横山字袖東19-1	66-2111(代表)	66-4053
県立こども医療療育センター	上市市河崎三丁目7-1	023-673-3366	023-673-3757
〃 庄内支所	鶴岡市道形町49-21	23-4584	23-4595
相談支援センターあおば	鶴岡市宝町18-50	29-1502	33-9900
県身体障がい者更生相談所	山形市十日町一丁目6-6	023-627-1197	023-627-1114
県精神保健福祉センター	山形市小白川町2-3-30	023-624-1217	023-624-1656
県難病相談支援センター	山形市小白川町2-3-30	023-631-6061	023-631-6061
県発達障害者支援センター (こども医療療育センター内)	上市市河崎三丁目7-1	023-673-3314	023-673-3360
県医療的ケア児等支援センター 〔山形大学医学部付属病院 地域医療連携センター内〕	山形市飯田西二丁目2-2 mccsc-yamagata@mws.id.yamagata-uac.jp	023-628-5533	

もくじ

○障害福祉制度・サービス早見表

□障害者手帳の交付

- ・身体障害者手帳 1
- ・療育手帳 2
- ・精神障害者保健福祉手帳 3

□医療

- ・重度心身障害（児）者医療 7
- ・後期高齢者医療 8
- ・自立支援医療（精神通院医療） 8
- ・自立支援医療（更生・育成） 9

□年金・手当

- ・国民年金（障害基礎年金） 1 1
- ・厚生年金（障害厚生年金・障害共済年金） 1 2
- ・特別障害給付金 1 2
- ・心身障害者扶養共済制度 1 3
- ・特別障害者手当 1 4
- ・障害児福祉手当 1 4
- ・特別児童扶養手当 1 5

□各種控除・割引

- ・所得税・住民税等の障害者控除 1 6
- ・自動車税・自動車取得税の減免 1 7
- ・軽自動車税の減免 1 9
- ・交通機関の割引 2 0～2 2
（J R・航空機・バス・タクシー）
- ・有料道路通行料金割引 2 3
- ・NHK放送受信料の減免 2 4
- ・NTT電話番号の無料案内 2 4
- ・少額預金等利子非課税制度 2 5
- ・福祉定期預金制度 2 5
- ・点字郵便物等の郵便料減免 2 5

□在宅福祉

- ・補装具 2 6～2 8
- ・日常生活用具 2 8～3 4
- ・住宅改修費 3 4
- ・住宅等整備資金の借入金利子補給 3 5
- ・紙おむつ助成 3 5
- ・訪問入浴サービス 3 6
- ・人工透析患者通院交通費助成事業 3 7
- ・在宅酸素療法者支援事業 3 7

- ・あんしん見守りコール 3 8

□社会参加促進

- ・手話奉仕員・要約筆記奉仕員の派遣 3 9
- ・声の広報等の発行 3 9
- ・福祉タクシー券又は給油券の交付 3 9
- ・自動車改造費・重度障害者介護用車両改造費の助成 4 0
- ・自動車運転免許取得費の助成 4 1
- ・障害者の駐車禁止除外証票 4 1
- ・身体障害者等用駐車施設利用証交付 4 2

□その他の制度

- ・生活福祉資金の貸付等 4 3
- ・郵便による不在者投票 4 4
- ・N e t 119・メール 119・F A X 119 4 4
- ・点字図書館 4 4
- ・山形県障害者スポーツ協会 4 5
- ・主な施設の使用料や入館料減免 4 5

□就 労

- ・職業紹介 4 6～
- ・就労支援 4 6～4 9

□自立支援給付・障害児通所給付

- ・障害福祉サービスの内容 5 0～5 3
- ・サービスの利用までの流れ 5 4
- ・利用者負担 5 5
- ・障害者相談支援事業 5 6
- ・サービス等利用計画の作成 5 6
- ・地域移行支援・地域定着支援 5 7

□地域生活支援事業

- ・地域生活支援事業 5 8～6 0

□成年後見制度

- ・成年後見制度利用支援事業 6 1

□障害者・ご家族等の団体

- ・障害者・ご家族等の団体 6 2～6 3
- ・身体障害者相談員 6 4
- ・知的障害者相談員 6 4

障害福祉制度・サービス早見表（主なものを掲載しています）

障害の種別 (等級)		該当する制度等	重度心身障害(児)	後期高齢者医療	自立支援医療 (精神通院医療)	自立支援医療 (更生・育成)	国民年金 (障害基礎年金)	厚生年金保険 (障害厚生年金・ 障害共済年金)	心身障害者扶養 共済制度	特別障害者手当	障害児福祉手当	特別児童扶養手当	障害者控除 所得税・住民税等の	自動車税等の減免	軽自動車税の減免	JR・私鉄等運賃の 割引	航空・運賃バスの 割引	タクシー料金割引	有料道路通行 料金割引	NHK放送受信料 の免除(全額免除)	NHK放送受信料 の免除(半額免除)	
			7	8	8	9	11	12	13	14	14	15	16	17	19	20	22	22	23	24	24	
身体 障害 程度 等級	視覚	1	△	△		△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○主	
		2	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○主
		3		△		△	△	△	△			△		○	△	△	○	○	○	○	△	○主
		4				△		△						○	△	△	○	○	○	○	△	○主
		5				△								○			○	○	○	○	△	○主
		6				△								○			○	○	○	○	△	○主
	聴覚 又は 平衡機能	2	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	聴○主
		3	△	△		△	△	△	△				△	○	△	△	○	○	○	○	△	聴○主
		4				△		△						○			○	○	○	○	△	聴○主
		5				△		△						○			○	○	○	○	△	聴○主
		6				△								○			○	○	○	○	△	聴○主
		音声	3		△		△	△	△	△					○	△	△	○	○	○	○	△
	4			△		△	△	△						○			○	○	○	○	△	
	肢体 不自由	1	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○主
		2	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○主
		3		△		△	△	△	△			△		○	△	△	○	○	○	○	△	
		4		△下		△		△						○	△	△	○	○	○	○	△	
		5				△								○	△	△	○	○	○	○	△	
		6				△								○	△	△	○	○	○	○	△	
	内部	1	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○主
		2	△	△		△	△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○主
		3		△		△	△	△	△				△	○	△	△	○	○	○	○	△	
		4				△								○			○	○	○	○	△	
	療育	A	△	△			△	△	△	△	△	△	△	○	△	△	○	○	○	○	△	○主
B						△	△	△				△	○			○	○	○		△		
精神	1	△	△	△		△	△			△	△	△	○	△	△		○			△	○主	
	2		△	△		△	△				△	△	○				○			△		
	3			△			△				△	△	○				○			△		

○:該当 △:一部該当 聴:聴覚障害 平:平衡障害 上・下:肢体障害 体:体幹障害

障害の種類 (等級)	該当する制度等	無料案内	N T T 電話番号の	点字郵便物等の 郵便料減免	補装具の給付	日常生活用具の給付	住宅改修費の助成	住宅等整備資金の 借入金利子補給	紙おむつ購入費助成	人工透析患者通院 交通費助成	在宅酸素療法者支援 事業	手話奉仕員・要約筆 記奉仕者の派遣	声の広報等の発行	福祉タクシー券又は 福祉給油券の交付	自動車改造費・ 重度障害者介護用 車両改造費の助成	自動車運転免許 取得費の助成	障害者の駐車禁止 除外証票	身体障害者等用駐車 施設利用証の交付	主な施設の使用料や入 館料等の減免・ 保養所	就労支援	自立支援給付等・ 障害児通所支援給付	成年後見制度	障害者やご家族等の 団体
		24	25	26	28	34	35	35	37	37	39	39	39	40	41	41	42	45	46	50～	61	62～	
身体 障害 程度 等級	視覚	1	○	○	△	△		△	△				○	○			○	○	○	○	△	△	△
		2	○	○	△	△		△	△				○	○			○	○	○	○	△	△	△
		3	○	○	△	△		△					○	○			○	○	○	○	△	△	△
		4	○	○	△			△					○				○	○	○	○	△	△	△
		5	○	○	△								○						○	○	△	△	△
		6	○	○	△								○						○	○	△	△	△
	聴覚又は 平衡機能	2			△	△		△	△			○		○			○聴		○	○	△	△	△
		3			△	△		△			○		○				○	○平	○	○	△	△	△
		4			△			△			○							○平	○	○	△	△	△
		5			△						○								○	○	△	△	△
		6			△						○								○	○	△	△	△
		音声	3	△		△	△		△			○		○						○	○	△	△
	4		△		△			△			○								○	○	△	△	△
	肢体不自由	1	上△体		△	△	下△体	△	△					○	下△体	△	○	○	○	○	△	△	△
		2	上△体		△	△	下△体	△	△					○	下△体	△	△	○	○	○	△	△	△
		3			△	△	下△体	△						○	△体	△	△	下△体	下△体	○	○	△	△
		4			△			△								△	△	下△体	下△体	○	○	△	△
		5			△											△	△	下△体	下△体	○	○	△	△
		6			△											△	△	下△体	下△体	○	○	△	△
	内部	1			△	△		△		△腎				○				○	○	○	○	△	△
2				△	△		△		△腎				○				○	○	○	○	△	△	△
3				△	△		△		△腎	△呼			○				○	○	○	○	△	△	△
4				△	△		△		△腎	△呼								○	○	○	△	△	△
療育	A	○			△		△	△					○				○	○	○	○	△	△	△
	B	○			△														○	○	△	△	△
精神	1	○											○				○		○	○	△	△	△
	2	○																	○	○	△	△	△
	3	○																	○	○	△	△	△

○:該当 △:一部該当 聴:聴覚障害 平:平衡障害 上・下:肢体障害 体:体幹障害 呼:呼吸器障害